

報告事項No. 4 参考資料

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年6月28日教委規則第12号）

最終改正:令和2年3月26日教育委員会規則第3号

改正内容:令和2年3月26日教育委員会規則第3号 [令和2年4月1日]

○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

昭和41年6月28日教委規則第12号

改正

昭和47年3月29日教育委員会規則第1号
昭和54年9月29日教育委員会規則第14号
昭和57年10月19日教育委員会規則第6号
昭和58年4月27日教育委員会規則第2号
昭和61年4月28日教育委員会規則第11号
平成2年4月24日教育委員会規則第9号
平成14年2月21日教育委員会規則第2号
平成14年10月23日教育委員会規則第14号
平成15年3月20日教育委員会規則第6号
平成20年3月21日教育委員会規則第6号
平成22年3月24日教育委員会規則第4号
平成23年3月30日教育委員会規則第2号
平成27年3月30日教育委員会規則第6号
平成28年3月30日教育委員会規則第6号
平成31年2月8日教育委員会規則第1号
令和2年3月26日教育委員会規則第3号

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育行政の能率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務等について定めることを目的とする。

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
- (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
- (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。
- (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。
- (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
- (10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (12) 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- (13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。
- (14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
- (15) 教科用図書の採択を行うこと。
- (16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- (17) 重要な表彰に関すること。
- (18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
- (19) 公文書の開示請求等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

(教育長の専決事項)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。

- (1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
- (2) 委員会が指定する請願等に関すること。

- (3) 公文書の開示請求等及びこれらの審査請求に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事(教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。)に関すること。
- (5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。

(異例事態の処理)

第5条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、その委任された事務について、同条各号に掲げる事項に準ずる重要な事例又は異例に属する事態があるときは、これを委員会に付議するものとする。

(事務決裁)

第6条 第2条第1項の規定により教育長に委任された教育事務及び第4条第1項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁については、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和41年7月1日から施行する。

2 川崎市教育委員会事務処理規程(昭和30年教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

附 則(昭和47年3月29日教委規則第1号)

この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月29日教委規則第14号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月19日教委規則第6号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月27日教委規則第2号抄)

(施行期日)

1 この改正規則は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月28日教委規則第11号)

この改正規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(平成2年4月24日教委規則第9号)

この改正規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成14年2月21日教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月23日教委規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までになされた請願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月20日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。)が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間においては、この規則による改正後の川崎市教育委員会議規則、川崎市教育委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の川崎市教育委員会議規則、川崎市教育委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定については、なお効力を有する。

附 則(平成28年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月8日教委規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に行われている審査請求(公文書開示請求等に係るものに限る。)に対する決定については、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年3月29日教委規則第20号）

最終改正:平成28年3月30日教育委員会規則第4号

改正内容:平成28年3月30日教育委員会規則第4号 [平成28年5月1日]

○教育委員会事務の委任等に関する規則

昭和47年3月29日教委規則第20号

改正

平成20年3月12日教育委員会規則第1号
平成20年8月18日教育委員会規則第17号
平成21年10月28日教育委員会規則第16号
平成22年3月30日教育委員会規則第5号
平成26年3月26日教育委員会規則第6号
平成28年3月30日教育委員会規則第4号

教育委員会事務の委任等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務(以下「事務」という。)の一部の委任等について定めるものとする。

(区長等に委任する事務)

第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。

(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。

(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。

(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。

(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館(以下「高津市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。

(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事務(指定管理者が行う事務を除く。)。

(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事務。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。

(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事務。

(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事務。

8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。

(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事務。

(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事務。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事務。

10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。

(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事務(指定管理者が行う事務を除く。)。

(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事務。

(区長等に補助執行させる事務)

第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関する事務。

(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関する事務。

- 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。
- (1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議教育文化会館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)。
- 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。
- (1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
- (1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関すること。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)。
- 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。
- (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。
 - (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
 - (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
 - (9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
 - (10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。
 - (11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。)。
 - (12) 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会に関すること。
- 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。
- (1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。
- (1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。

- (5) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。
- (6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。

- (1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
- (5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
- (6) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月12日教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月18日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月28日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第1条中教育委員会事務の委任等に関する規則第2条の改正規定及び第3条第9項の改正規定中「市民・こども局こども本部長」を「こども未来局長」に改める部分並びに第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)

最終改正:令和5年5月8日号外法律第19号

改正内容:令和5年5月8日号外法律第19号[令和5年5月8日]

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。